

1. 東日本大震災におけるペットの被災概況

1. 東日本大震災におけるペットの被災概況

(1) 東日本大震災の概要

①地震の概要

平成23年(2011年)3月11日午後2時46分、東北地方太平洋沖(三陸沖)の深さ約24kmを震源として、マグニチュード(以下「M」という。)9.0の大規模な地震が発生しました(表1)。日本国内では、関東大震災のM7.9を上回った観測史上最大の地震で、近年の海外の大規模な地震と比較しても、チリ地震M9.5(1960年)、アラスカ地震M9.2(1964年)、スマトラ地震M9.1(2004年)に次ぐ大きな地震でした。

また、地震の揺れによる直接的な被害だけでなく、地震の発生に伴って津波が発生したため、岩手県、宮城県、福島県の3県を中心とした東北地方の太平洋沿岸部において、さらなる甚大な被害がもたらされました。今回の地震によって発生した津波は、最も大きなものから福島県の相馬で9.3m以上、宮城県の石巻市鮎川で8.6m以上、岩手県の宮古で8.5m以上、同じく岩手県の大船渡で8.0m以上などが記録され、太平洋沿岸を中心として日本各地で津波が観測されました(表2)。

さらに、福島県では地震と津波の発生が東京電力(株)福島第一原子力発電所の事故を引き起こすきっかけとなり、国民生活全体に深刻な影響を及ぼすこととなりました。

表1 震度6弱以上を記録した地域

震度	県	市区町村
7	宮城県	栗原市
6強	宮城県	石巻市, 登米市, 大崎市, 川崎町, 仙台市(宮城野区), 名取市, 美里町, 東松島市, 塩竈市, 湧谷町, 大衡村, 蔵王町, 山元町
	福島県	国見町, 大熊町, 天栄村, 双葉町, 浪江町, 新地町, 白河市, 富岡町, 須賀川市, 鏡石町, 檜葉町
	茨城県	日立市, 鉾田市, 那珂市, 小美玉市, 高萩市, 笠間市, 常陸大宮市, 筑西市
	栃木県	大田原市, 市貝町, 高根沢町, 宇都宮市, 真岡市
6弱	岩手県	一関市, 矢巾町, 釜石市, 大船渡市, 滝沢村, 藤沢町, 花巻市, 奥州市
	宮城県	岩沼市, 気仙沼市, 角田市, 仙台市(若林区・泉区・青葉区), 松島町, 白石市, 利府町, 大郷町, 大河原町, 南三陸町, 富谷町, 亘理町, 大和町
	福島県	郡山市, 田村市, 広野町, 南相馬市, 二本松市, 中島村, 川内村, 桑折町, いわき市, 相馬市, 伊達市, 矢吹町, 浅川町, 小野町, 福島市, 本宮市, 飯館村, 猪苗代町, 川俣町, 西郷村, 棚倉町, 玉川村
	茨城県	常陸太田市, 城里町, つくば市, 水戸市, ひたちなか市, 土浦市, 稲敷市, 行方市, 北茨城市, 茨城町, 東海村, 取手市, 美浦村, 石岡市, 鹿嶋市, 潮来市, 坂東市, かすみがうら市, 桜川市, 常総市, つくばみらい市
	栃木県	芳賀町, 那須町, 那珂川町, 那須烏山市, 那須塩原市
	群馬県	桐生市
	埼玉県	宮代町
	千葉県	成田市, 印西市

気象庁公表資料 http://www.seisvol.kishou.go.jp/eq/2011_03_11_tohoku/0311_shindo.pdf に基づき作成

表2 各地の津波の観測値

都道府県	津波観測点名	最大の高さの波	時刻
北海道	えりも町庶野	3.5 m	3月11日 15:44
青森県	八戸	4.2 m 以上	3月11日 16:57
岩手県	宮古	8.5 m 以上	3月11日 15:26
	大船渡	8.0 m 以上	3月11日 15:18
	釜石	4.2 m 以上	3月11日 15:21
宮城県	石巻市鮎川	8.6 m 以上	3月11日 15:26
福島県	相馬	9.3 m 以上	3月11日 15:51
	いわき市小名浜	3.3 m	3月11日 15:39
茨城県	大洗	4.0 m	3月11日 16:52
千葉県	銚子	2.5m	3月11日 17:22

気象庁公表資料 http://www.seisvol.kishou.go.jp/eq/2011_03_11_tohoku/tsunami_jp.pdf に基づき作成



仙台市若林区を襲った津波 [写真提供：仙台市]



仙台市南蒲生センター付近を襲った津波
[写真提供：仙台市]



津波により孤立した荒浜小学校で救助を待つ
地域住民（仙台市若林区） [写真提供：仙台市]

②被害の概要

今回の地震と津波の発生により、三陸海岸から千葉県沿岸にかけての太平洋沿岸を中心に多くの人命が失われ、家屋やインフラ等にも壊滅的な被害が生じました。また、沿岸部だけでなく、内陸部においても河川を遡上した津波や地盤の液状化に伴って、数多くの被害が報告されています。

(ア) 人的被害

今回の大震災による死亡者は15,880人にのぼり、行方不明者は2,700人、負傷者は6,132人と発表されています(表3)。12の都道府県(1都1道10県)で死亡、行方不明者が発生し、最も多くの人的被害があったのが宮城県で死亡者9,535人、行方不明者1,314人、負傷者4,144人、次いで岩手県で死亡者4,673人、行方不明者1,171人、負傷者208人、さらに福島県が続き、死亡者1,606人、行方不明者211人、負傷者182人となっており、他の地域と比べてこの3県に被害が集中していたことが分かります(平成25年1月23日時点)。

表3 人的被害の状況(平成25年1月23日時点) [単位:人]

都道府県	死亡者	行方不明者	負傷者
北海道	1		3
青森	3	1	111
岩手	4,673	1,171	208
宮城	9,535	1,314	4,144
秋田			11
山形	2		29
福島	1,606	211	182
東京	7		117
茨城	24	1	711
栃木	4		135
群馬	1		39
埼玉			45
千葉	20	2	252
神奈川	4		134
新潟			3
山梨			2
長野			1
静岡			3
三重			1
高知			1
計	15,880	2,700	6,132

警察庁公表資料 <http://www.npa.go.jp/archive/keibi/biki/higaijokyo.pdf> に基づき作成

(イ) 建築物等の被害

建築物への被害については、128,913 戸が全壊し 268,883 戸が半壊となるなど甚大な被害となりました。そして 19,790 戸が床上まで浸水し、15,630 戸が床下まで浸水しました（平成 25 年 1 月 23 日時点）。物的な被害についても、宮城県、福島県、岩手県の 3 県に集中していたことが分かります。

表 4 建築物の被害状況（平成 25 年 1 月 23 日時点）

[単位：戸]

都道府県	全壊	半壊	火災	床上 浸水	床下 浸水	一部 破損	非住家 被害
北海道		4		329	545	7	469
青森	308	701				1,006	1,402
岩手	18,370	6,501	15	1,761	323	13,000	4,909
宮城	85,414	152,523	135	14,678	12,894	224,162	26,292
秋田						3	3
山形						21	96
福島	21,098	72,391	80	1,061	338	163,016	1,116
東京	15	198	1			4,847	1,101
茨城	2,623	24,178	31	1,798	779	183,617	19,613
栃木	261	2,109				72,400	295
群馬		7				17,246	
埼玉	24	199	2		1	1,800	33
千葉	800	10,033	15	157	728	52,124	660
神奈川		39				445	13
新潟						17	9
山梨						4	
静岡					5	13	9
三重				2			9
徳島				2	9		
高知				2	8		
計	128,913	268,883	279	19,790	15,630	733,728	56,029

警察庁公表資料 <http://www.npa.go.jp/archive/keibi/biki/higaijokyo.pdf> に基づき作成



岩手県沿岸北部



岩手県沿岸中部



岩手県沿岸南部



岩手県沿岸南部



岩手県宮古市



岩手県宮古市

津波による甚大な被害の状況 [写真提供：岩手県]

(ウ) 福島原子力発電所事故の発生と影響

地震の発生時に稼働していた東京電力株式会社の福島原子力発電所は、地震発生等の影響により、10基（福島第一原子力発電所：6基、福島第二原子力発電所：4基）が自動停止しました。また、地震と津波の影響を受けて原子炉や使用済みの核燃料を冷却するための装置が機能しなくなるという深刻な事態が発生しました。

福島第二原子力発電所では、復旧作業により原子炉4基を冷温停止させることに成功しましたが、福島第一原子力発電所では6基の原子炉のうち、1号機、3号機、4号機は水素爆発とみられる爆発が起こり、2号機についても水素爆発と思われる爆発音が確認され原子炉建屋等が破損・損傷しました。その際に、周辺環境に放射性物質が放出され、国際原子力・放射線事象評価尺度で最高レベルのレベル7という極めて深刻な事故となりました。

こうしたことにより、福島原子力発電所の周辺地域の住民を中心とした多くの人々が、現在も避難を余儀なくされています。また、首都圏を中心とした電力供給不足や、放射性物質の拡散による直接的または間接的な影響に対する懸念など、日本の国内だけでなく海外の国々にも深刻な影響を与えることになりました。

表5 福島原子力発電所事故発生に伴う避難指示等（陸域）の経緯

日付	時刻	内容
平成23年 3月11日	21:23	東京電力福島第一原子力発電所（以下「第一原発」という。）の半径 3km 圏内の避難及び半径 3～10km 圏内の 屋内退避 を住民に指示
3月12日	5:44	第一原発の半径 10km 圏内の 避難 を住民に指示
	18:25	第一原発の半径 20km 圏内の 避難 を住民に指示
3月15日	11:00	第一原発の半径 20km～30km 圏内の 屋内退避 を住民に指示
4月22日	0:00	第一原発の半径 20km 圏内を 警戒区域 に設定
	9:44	警戒区域を継続するほか、さらに 計画的避難区域 （葛尾村、浪江町、飯館村、川俣町の一部及び南相馬市の一部）及び 緊急時避難準備区域 （広野町、楡葉町、川内村、田村市の一部及び南相馬市の一部）を設定
9月30日	18:11	緊急時避難準備区域 の解除（広野町、楡葉町、川内村、田村市の一部及び南相馬市の一部） 警戒区域は引き続き継続
平成24年 4月1日	0:00	警戒区域の一部を見直し 避難指示解除準備区域 （田村市の一部、川内村の一部）及び 居住制限区域 （川内村の一部）を設定
4月16日	0:00	警戒区域の一部を見直し 避難指示解除準備区域 、 居住制限区域 、 帰還困難区域 を設定（南相馬市の一部）
7月17日	0:00	計画的避難区域の一部を見直し 避難指示解除準備区域 、 居住制限区域 、 帰還困難区域 を設定（飯館村の一部）
8月10日	0:00	警戒区域の一部を見直し 避難指示解除準備区域 （楡葉町の一部）を設定

12月10日	0:00	警戒区域の一部を見直し 避難指示解除準備区域、居住制限区域、帰還困難区域 を設定（大熊町）
--------	------	--

内閣官房内閣広報室発表資料に基づき作成

【避難指示等に関する用語解説】

【警戒区域】 災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命じている地域です。

【計画的避難区域】 事故発生から1年の期間内に積算線量が20ミリシーベルトに達するおそれのあるため、住民等に概ね1ヶ月を目途に別の場所に計画的に避難を求める地域です。国際放射線防護委員会（ICRP）と国際原子力機関（IAEA）の緊急時被ばく状況における放射線防護の基準値（20～100ミリシーベルト）を考慮しています。

【緊急時避難準備区域】 福島第一原子力発電所の事故の状況がまだ安定していないため、今後なお、緊急時に屋内退避や避難の対応が求められる可能性が否定できない状況にある地域です。このため、緊急時避難準備区域においては、住民に対して常に緊急的に屋内退避や自力での避難ができるようにすることが求められます。

【避難指示解除準備区域】 避難指示区域のうち、年間積算線量が20ミリシーベルト以下となることが確実であると確認された地域です。同区域は、当面の間は引き続き避難指示が継続されることとなりますが、復旧・復興のための支援策を迅速に実施し、住民の方が帰還できるための環境整備を目指す区域です。

【居住制限区域】 避難指示区域のうち、年間積算線量が20ミリシーベルトを超えるおそれがあり、住民の方の被ばく線量を低減する観点から、引き続き避難を継続することが求められる地域です。同区域は、将来的には住民の方が帰還し、コミュニティを再建することを目指して、除染を計画的に実施するとともに、早期の復旧が不可欠な基盤施設の復旧を目指す区域です。年間積算線量が20ミリシーベルト以下であることが確実と確認された場合には、「避難指示解除準備区域」に移行することとされています。

【帰還困難区域】 5年間を経過してもなお、年間積算線量が20ミリシーベルトを下回らないおそれのある地域です。年間積算線量が50ミリシーベルト超の地域が相当します。

上記の用語解説は、以下の公表資料に基づき作成した。

<http://www.bousai.go.jp/kaigirep/chousakai/saigaijihinan/pdf/sankou.pdf> 「災害時の避難に関する専門調査会報告～誰もが自ら適切に避難するために～」（中央防災会議、平成24年3月）

<http://www.meti.go.jp/press/2011/04/20110422004/20110422004-2.pdf> 「「計画的避難区域」及び「緊急時避難準備区域」の設定について」（原子力被災者生活支援チーム、平成23年4月22日）

http://www.meti.go.jp/earthquake/nuclear/pdf/20120514_01a.pdf 「避難区域内にご自宅・事業所のある皆様へ」（原子力被災者生活支援チーム、平成24年11月）

(エ) 避難者数

東日本大震災に伴う避難者の数は、平成 23 年 7 月 28 日時点において、避難所（公民館・学校等）への避難者 12,905 人、旅館・ホテルへの避難者 19,918 人、その他（親族・知人宅等）への避難者が 18,874 名で、合計 51,697 名にのぼりました。また、住宅等（公営住宅・応急仮設住宅・民間賃貸住宅・病院等）への入居済み者は、岩手県、宮城県、福島県の 3 県で 76,023 戸（人数不明）、これら 3 県以外では 35,366 人であったことが分かっています（表 6）。

また、震災から 1 年半余りが経過した平成 24 年 10 月 4 日時点では、避難所（公民館・学校等）への避難者は 186 名に減少していますが、親族・知人宅への避難、住宅等への入居も含めると、避難者は 326,873 人にものぼり、避難場所も全国 47 都道府県の 1224 市区町村に渡っています。

表 6 避難者数の推移

日付	避難所 (公民館、学校等)	旅館・ホテル	その他 (親族・知人宅等)	住宅等 (公営、仮設、民間、病院含む)
平成 23 年 7 月 28 日	12,905	19,918	18,874	35,366*
平成 24 年 3 月 8 日	568	86	17,590	344,290
平成 24 年 10 月 4 日	186	0	16,302	326,873

*岩手県、宮城県、福島県の 3 県を含まない人数。3 県については 76,023 戸（人数不明）。

復興庁公表資料 <http://www.reconstruction.go.jp/topics/post.html> に基づき作成

(オ) 災害関連法令の適用地域

このような東日本大震災に伴う被害の発生に鑑み、多くの地域で「災害救助法」（平成 22 年 10 月 18 日法律第 118 号）が適用されました（表 7）。

また、災害救助法が適用されていない地域でも、「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律」（平成 23 年 4 月 27 日法律第 29 号）第三十四条第一項の規定に基づき相当な損害を受けた地域を指定する件（平成 23 年 4 月 27 日財務大臣告示）に基づいて指定された地域や、「東日本大震災復興特別区域法」（平成 23 年 12 月 14 日法律第 122 号）が適用された地域もあります。

表 7 災害救助法が適用された地域

都道府県	災害救助法適用市町村*1
青森県	八戸市, おいらせ町
岩手県	全市町村
宮城県	全市町村
福島県	全市町村
茨城県	水戸市, 日立市, 土浦市, 石岡市, 龍ヶ崎市, 下妻市, 常総市, 常陸太田市, 高萩市, 北茨城市, 笠間市, 取手市, 牛久市, つくば市, ひたちなか市, 鹿嶋市, 潮来市, 常陸大宮市, 那珂市, 筑西市, 稲敷市, かすみがうら市, 桜川市, 神栖市, 行方市, 銚田市, つくばみらい市, 小美玉市, 茨城町, 大洗町, 城里町, 東海村, 大子町, 美浦村, 阿見町, 河内町, 利根町
栃木県	宇都宮市, 小山市, 真岡市, 大田原市, 矢板市, 那須塩原市, さくら市, 那須烏山市, 益子町, 茂木町, 市貝町, 芳賀町, 高根沢町, 那須町, 那珂川町
千葉県	千葉市美浜区, 旭市, 習志野市, 我孫子市, 浦安市, 香取市, 山武市, 九十九里町
新潟県*2	十日町市, 上越市, 津南町
長野県*2	栄村

厚生労働省公表資料 http://www.mhlw.go.jp/shinsai_jouhou/saigaikyuujo.html に基づき作成

*1 「平成 23 年（2011 年）東北地方太平洋沖地震にかかる災害救助法の適用について（第 11 報）」（平成 23 年 3 月 24 日厚生労働省発表）では、上記の表に示した市町村のほか、東京都において「大量の帰宅困難者が発生し、避難所において食品等の給与を行う必要が生じている」として、23 区 23 市 1 町に同法が適用されている。

*2 「長野県北部の地震にかかる災害救助法の適用について（第 1 報）」（平成 23 年 3 月 12 日厚生労働省発表）による。

(2) ペットの被災概況

①被災地のペットの被災概況

東日本大震災では、地震の揺れに加え、沿岸域では津波により多くの人命が失われましたが、それと共に多数のペットの命も犠牲になりました。犬については、狂犬病予防法に基づく登録が義務付けられていることから、各自治体により震災発生以前の飼養頭数（登録頭数）が把握されていましたが、震災により死亡した頭数については、青森県で少なくとも31頭、岩手県で602頭、福島県では約2,500頭との報告がある他は、不明とされています。一方、猫については犬のような登録制度がないため、いずれの自治体においても、震災以前の飼養状況や震災による被災状況がほとんど分かっていません。ただし、仙台市においては、震災直後から多くのペットの失踪届が出され、ほとんどが行方不明のまま飼い主の元に戻っていない事実や、従来の震災と違い仙台市動物管理センターに収容される動物数が多くなかったことから、津波によって沿岸部の動物が犠牲になったと考えられます。

その他にも、命は助かったものの負傷したり、避難する際に飼い主と離ればなれとなり、放浪状態となったペットが多数あったことが分かっています。また、福島県においては福島原子力発電所の事故により警戒区域が設定され、住民はペットを自宅に留置したり、屋外に放ったり、係留したまま避難せざるをえない状況となったことが今回の震災の大きな特徴です。これらのペットについては、行政等による保護活動が実施されましたが、正確な記録を残すことが難しい状況であったことや、地域によっては保護された動物が震災によって被災したものなのか、そうでないのかを区別できなかったため、被災頭数を把握することは困難な状況でした（詳細は各自治体の「放浪動物・負傷動物の保護活動」の項を参照）。

一方、ペットは直接的な被害を免れたものの、飼い主が被災したために飼養を続けることが困難となり、行政等にペットの一時預かりを依頼したり、引き取りを依頼（所有権放棄）するケースも少なくありませんでした。

このように、震災によって死亡したり負傷したりするなど直接的な被害を受けたペットの他にも、飼い主の状況等によってペットはさまざまな形で震災の影響を受けていることが分かりました。



放浪状態となった犬（福島県）

[写真提供：緊急災害時動物救援本部]

②動物病院の被災事例

東日本大震災発生時に、被災地の動物病院で預かっていた犬・猫の避難状況、被災状況についての詳細は把握できていませんが、少なくとも岩手県大船渡市と宮城県沿岸部の動物病院で、地震発生後、津波に備えて病院スタッフが入院中の犬・猫と同行避難していたことが分かっています。

大船渡市内の動物病院では、地震発生後、直ちに津波の発生を予測して、入院中の猫 2 頭については病院スタッフがキャリーケースに収容し、避難所に同行しました。同じく大型の老犬はリードで牽引し、歩行により避難所に同行することができました。しかし、別の犬 1 頭は開腹手術の終了間際に地震が発生したため、麻酔覚醒が不十分な状態で乗用車にて同行避難せざるを得ず、途中で車内に津波が侵入し犬は溺死してしまいました。

また、宮城県沿岸部の動物病院では、発災当日、14 頭の犬・猫が入院していましたが、大津波警報発表後、10 頭については備えてあったキャリーケースに入れて同行避難することができました。しかし、骨折している犬や、当日手術を終えたばかりの犬・猫については移動が困難なためケージの上段に移したものの、津波が地上 2m にまで達し 4 頭が水没してしまいました。



被災した岩手県内の動物病院

[写真提供：岩手県]

(3) 動物救護に関する取組の概況

本項は、環境省が地方自治体及び地方獣医師会等を対象に実施した、東日本大震災における被災動物救護活動に関するアンケートの回答結果を基に、平成24年9月末時点における動物救護に関する取組の概要をとりまとめたものです。

なお、アンケートは以下の4つの対象に分けて実施し、対象によって設問内容も異なります。そのため、本項ではアンケート対象を便宜的に自治体A、自治体B、自治体C、地方獣医師会として、それぞれの回答がどの対象に対して行われた設問の回答であるかを記しています。

対象の名称	自治体 A	自治体 B	自治体 C	地方獣医師会
対象	東日本大震災における被災地の自治体	他県（被災地）から避難したペット同行避難者を受け入れた主な自治体	避難所・仮設住宅を設置した区市町村	被災地及び被災地を支援した主な地方獣医師会
対象自治体	①青森県 ②岩手県 ③宮城県 ④仙台市 ⑤福島県 ⑥郡山市 ⑦いわき市 ⑧茨城県 ⑨栃木県 ⑩千葉県	①秋田県 ②山形県 ③新潟県 ④埼玉県 ⑤東京都	①岩手県内の各市町村 ②宮城県内の〃 ③福島県内の〃 ④新潟県内の〃 ⑤茨城県内の〃 ⑥栃木県内の〃 ⑦埼玉県内の〃 ⑧千葉県内の〃 ⑨東京都内の各区市町村	①青森県獣医師会 ②岩手県 〃 ③宮城県 〃 ④仙台市 〃 ⑤秋田県 〃 ⑥山形県 〃 ⑦福島県 〃 ⑧新潟県 〃 ⑨群馬県 〃 ⑩埼玉県 〃 ⑪千葉県 〃 ⑫東京都 〃 ⑬神奈川県 〃 ⑭横浜市 〃 ⑮川崎市 〃
団体数	10 自治体	5 自治体	159 自治体*	15 団体

注：アンケート調査を依頼したが回答が得られなかった自治体・団体については対象から除外した。

*避難所または仮設住宅を設置したとの回答が得られた区市町村の数であり、避難所または仮設住宅を設置した全ての自治体数とは限らない。

①災害に備えた動物救護体制の整備状況

(ア) ペットとの同行避難についての方針

15 都県市（アンケート対象：自治体 A+B）のうち、東日本大震災発災以前より、災害時のペットとの同行避難についての方針を定めていたのは 7 自治体でした。一方、同行避難に関して、市町村担当部署との間で取り決めを行っていた自治体はありませんでした。

表 8

15 都県市（自治体 A+B）対象	有	無/他
同行避難についての方針の有無	7	8
同行避難に関する市町村担当部署との取り決めの有無	0	15

(イ) 避難所におけるペットの受け入れ方針

15 都県市（アンケート対象：自治体 A+B）のうち、東日本大震災以前より、避難所でのペットの受け入れについての方針を定めていたのは 7 自治体でした。また、避難所でのペットの受け入れに関して、市町村担当部署との間で取り決めを行っていたのは、1 自治体でした（表 9）。

一方、159 区市町村（アンケート対象：自治体 C）のうち、東日本大震災以前より、避難所でのペットの受け入れに関する方針を定めていたのは 41 自治体で、このうち 5 自治体は受け入れ不可とする方針を定めていました（表 10）。

表 9

15 都県市（自治体 A+B）対象問	有	無/他
避難所でのペットの受け入れについての方針の有無	7	8
避難所でのペットの受け入れに関する、市町村担当部署との取り決めの有無	1	14

表 10

159 区市町村（自治体 C）対象	有	無/他
避難所でのペットの受け入れについての方針の有無	41 (うち不可 5)	118

(ウ) 仮設住宅におけるペット飼養についての方針

15 都県市（アンケート対象：自治体 A+B）のうち、東日本大震災以前より、仮設住宅におけるペットの飼養についての方針を定めていたのは 3 自治体でした。一方、仮設住宅でのペットの飼養に関して市町村担当部署との間で取り決めを行っていた自治体はありませんでした（表 11）。

また、159 区市町村（アンケート対象：自治体 C）のうち、東日本大震災以前より、仮設住宅におけるペットの飼養についての方針定めていたのは 17 自治体で、このうち 7 自治体は飼養不可とする方針でした（表 12）。

表 11

15 都県市（自治体 A+B）対象	有	無/他
仮設住宅でのペットの飼養についての方針の有無	3	12
仮設住宅でのペットの飼養に関する市町村担当部署との取り決めの有無	0	15

表 12

159 区市町村（自治体 C）対象	有	無/他
仮設住宅でのペットの飼養についての方針の有無	17 (うち不可 7)	142

(エ) 避難所または仮設住宅の運営マニュアル

159 区市町村（アンケート対象：自治体 C）のうち、東日本大震災以前より、避難所または仮設住宅の運営マニュアルに、ペットに関する記載がなされていたのは 23 自治体でした。

表 13

159 区市町村（自治体 C）対象	有	無/他
避難所または仮設住宅の運営マニュアルにおけるペットに関する記載の有無	23	136

(オ)「地域防災計画」における‘避難所でのペットの受け入れ’に関する記載

平成 23 年 9 月末日時点において、地域防災計画に避難所でのペットの受け入れに関する記載がなされているのは、15 都県市（アンケート対象：自治体 A+B）のうち 9 自治体でした。

また、159 区市町村（アンケート対象：自治体 C）のうち 53 自治体に記載がありましたが、このうち 3 自治体はペットの受け入れ不可の方針を記したものでした。

表 14

15 都県市（自治体 A+B）対象	有	無/他
地域防災計画への 避難所でのペットの受け入れに関する記載の有無	9	6

表 15

159 区市町村（自治体 C）対象	有	無/他
地域防災計画への 避難所におけるペットの受け入れに関する記載の有無	53 (うち不可 3)	106

(カ)「地域防災計画」における‘仮設住宅でのペットの飼養’に関する記載

平成 23 年 9 月末日時点において、地域防災計画に仮設住宅におけるペットの飼養に関する記載がなされているのは、15 都県市（アンケート対象：自治体 A+B）のうち 1 自治体でした。また、159 区市町村（アンケート対象：自治体 C）のうちでは、14 自治体に記載がありました。

表 16

15 都県市（自治体 A+B）対象	有	無/他
地域防災計画への 仮設住宅でのペットの飼養に関する記載の有無	1	14

表 17

159 区市町村（自治体 C）対象	有	無/他
地域防災計画への 仮設住宅でのペットの飼養に関する記載の有無	14	145

(キ)「地域防災計画」における‘平常時からの飼い主責任・役割’等に関する記載

平成23年9月末日時点において、地域防災計画に平時からの飼い主の責任・役割、避難訓練におけるペット同行等に関する記載がなされているのは、15 都県市（アンケート対象：自治体 A+B）のうち1自治体でした。また、159 区市町村（アンケート対象：自治体 C）のうちでは、14自治体が記載していました。

表 18

15 都県市（自治体 A+B）対象	有	無/他
地域防災計画への 平常時からの飼い主の責任・役割に関する記載の有無	1	14

表 19

159 区市町村（自治体 C）対象	有	無/他
地域防災計画への 平常時からの飼い主の責任・役割に関する記載の有無	14	145

(ク) 地域防災計画の見直し

東日本大震災を踏まえ、15 都県市（アンケート対象：自治体 A+B）のうち11自治体が、地域防災計画の動物救護対策に関する記載の追加や見直しを実施した、あるいは実施を予定または検討しています。また、159 区市町村（アンケート対象：自治体 C）においては、73自治体が追加や見直しを実施した、あるいは実施を予定または検討しています。

表 20

15 都県市（自治体 A+B）対象	有	無/他
震災後の地域防災計画の見直しの有無 （予定・検討中含む）	11	4

表 21

159 区市町村（自治体 C）対象	有	無/他
震災後の地域防災計画の見直しの有無 （予定・検討中含む）	73	86

(ケ) 地方自治体におけるマニュアル策定

15 都県市（アンケート対象：自治体 A+B）のうち、東日本大震災以前より、災害に備えて動物救護に関するマニュアル等を策定していたのは 6 自治体（防災計画をマニュアルとして活用している自治体を含む）でした。

また、発災当時は策定していなかった 9 自治体のうち 2 自治体が、震災を踏まえて現在（平成 24 年 9 月末日時点）マニュアルを策定中であると回答しています。

表 22

15 都県市（自治体 A+B）対象	有	無/他
災害時の動物救護活動に関するマニュアル策定の有無	6	9

(コ) 地方獣医師会におけるマニュアルの策定等

アンケートの回答が得られた 15 の地方獣医師会のうち、東日本大震災発災以前より、災害時に備えて動物救護に関するマニュアル等を策定していたのは 8 団体でした。また、震災後にマニュアルや救護活動の実施体制、事前の備え等について見直しを行った（あるいは行う予定である）と回答した地方獣医師会が 9 団体ありました。

表 23

地方獣医師会 15 団体対象	有	無/他
地方獣医師会における災害時のマニュアル策定の有無	8	7
震災後のマニュアル等の見直し実施の有無（予定含む）	9	6

(サ) 地方自治体と地方獣医師会等との協定締結

15 都県市（アンケート対象：自治体 A+B）のうち、東日本大震災以前より、地方獣医師会等と災害時の動物救護活動に関する協定を締結していたのは 6 自治体でした。なお、その後、1 自治体が地方獣医師会と協定を締結したため（発災以前より予定されていたもの）、現在（平成 24 年 9 月末日時点）は 7 自治体が協定を締結しています。

表 24

15 都県市（自治体 A+B）対象	有	無/他
地方獣医師会等との協定締結の有無	6	9

(シ) 獣医師間の連携

アンケートの回答が得られた 15 の地方獣医師会のうち、東日本大震災発災以前より、災害時の獣医師会会員間での連携、あるいは他地域の地方獣医師会との連携について、事前の取り決めがなされていた地方獣医師会は 6 団体でした。

表 25

地方獣医師会 15 団体対象	有	無/他
獣医師間の連携の有無	6	9

(ス) 拠点施設の取り決め

15 都県市（アンケート対象：自治体 A+B）のうち、東日本大震災以前より、災害時の動物救護活動の拠点とする施設（放浪動物・負傷動物を保護・収容するための施設）を取り決めていたのは 9 自治体でした。

表 26

15 都県市（自治体 A+B）対象	有	無/他
動物救護活動の拠点施設についての取り決めの有無	9	6

(セ) 物資の備蓄

15 都県市（アンケート対象：自治体 A+B）のうち、東日本大震災以前より、災害に備えて動物救護に必要な物資を備蓄していたのは 3 自治体でした。ただし現在（平成 24 年 9 月末日時点）は、その他の自治体でも、今後の災害に備え物資の備蓄を行ったり、備蓄についての検討を始めています。

表 27

15 都県市（自治体 A+B）対象	有	無/他
物資の備蓄の有無	3	12

②避難所におけるペット同行被災者の受け入れ状況

159 区市町村（アンケート対象：自治体 C）のうち、避難所を設置したとの回答が得られたのは 145 自治体でした。また、このうち、ペット同行の被災者が滞在する避難所があったのは 64 自治体でした。さらに、このうち 35 自治体において、ペットを受け入れる（飼養する）にあたっての条件やルール等が設定されている避難所がありました。

表 28

159 市町村（自治体 C）対象	該当自治体数
避難所を設置したと回答した区市町村	145
ペット同行被災者が滞在する避難所のあった区市町村	64
避難所でペットを受け入れるにあたって、条件・ルール等が設定されていた区市町村	35

③仮設住宅におけるペットの飼養

159 区市町村（アンケート対象：自治体 C）のうち、仮設住宅を設置したとの回答が得られたのは 90 自治体で、ペット飼養可の仮設住宅がある自治体は 34 自治体でした。また、このうち 19 の区市町村では、仮設住宅でペットを飼養するにあたって、条件やルールが設定されていました。

表 29

159 市町村（自治体 C）対象	該当自治体数
仮設住宅を設置したと回答した区市町村	90
ペット飼養可の仮設住宅のある区市町村	34
仮設住宅でのペットの飼養にあたって、条件・ルール等が設定されている区市町村	19

④行政による放浪動物・負傷動物の保護活動

10 県市（アンケート対象：自治体 A）のうち、行政による放浪・負傷動物（被災ペット）の保護活動を実施したのは 7 自治体でした。ただし、その他に自治体においても、地域住民からの保護依頼等があれば、通常業務の延長として保護活動を行っている場合もあります。

表 30

10 県市（自治体 A）対象	有	無/他
行政による放浪・負傷ペットの保護活動の有無	7	3

⑤飼い主からの一時預かり

15 都県市（アンケート対象：自治体 A+B）のうち、飼い主からの一時預かり依頼を受け付けていた自治体は 14 自治体（ただし、1 自治体は一時預かりではなく飼養場所の提供）でした。また、預かりを受け付ける体制をとっていたものの、結果的に依頼がなかった自治体もありました。

一時預かりの費用負担については、「自治体または現地動物救護本部等の負担」としたところが最も多く 7 自治体で、預かり先の負担としたところが 3 自治体、飼い主負担としたところが 1 自治体でした（回答自治体数 11、複数回答あり；表 32）。

また、飼い主が一時預かりを依頼した理由についても、11 自治体から回答が得られ、表 33 の①～⑦の選択肢から上位 3 位までを選択する回答方式としたところ、8 自治体が「ペットの飼養が認められていない住居に移ったため」を挙げ、最も多い結果となりました。

表 31

15 都県市（自治体 A+B）対象	有	無/他
飼い主からの一時預かりの受け付けの有無	14	1

表 32 一時預かりにおける費用負担

15 都県市（自治体 A+B）対象		該当自治体数*
選 択 肢	①自治体または現地動物救護本部等の負担	7
	②一時預かり先（団体・個人）の負担	3
	③飼い主の負担	1
	④その他	1

*11 自治体が回答。複数回答あり。

表 33 飼い主が一時預かりを依頼した理由

15 都区市（自治体 A+B）対象		上位 3 位迄に選択した自治体数*
選択肢	①避難所でのペットの飼養が許可されていないため	4
	②仮設住宅でのペットの飼養が許可されていないため	3
	③避難所でペットの飼養は認められているが、トラブル等を懸念して飼えなかったため	3
	④ペットの飼養可能な仮設住宅への入居を申し込んだが、住むことができなかったため	4
	⑤ペット飼養が認められていない住居に移ったため	8
	⑥飼い主が病気・怪我などで飼養することが困難なため	3
	⑦その他	2

*11 自治体が回答。

⑥所有権放棄の状況

⑤で飼い主より一時預かりを依頼されたペットのうち、飼い主の引き取りが困難となり所有権放棄されたケースが確認されているのは 8 自治体でした。

飼い主が所有権放棄した理由について、表 35 の①～⑦の選択肢から上位 3 位までを選択する回答方式としたところ、5 自治体が「ペット飼養が認められていない住居に移ったため」、4 自治体が「飼い主が病気・怪我などで飼養することが困難なため」を選択しました。また、選択肢の⑦その他としては、「乳飲み猫であったため」、「経済的な理由」が挙げられました。

表 34

15 都区市（自治体 A+B）対象	有	無/他
一時預かり後の所有権放棄の有無	8	7

表 35 一時預かりを依頼していた飼い主が所有権放棄をした理由

15 都県市（自治体 A+B）対象		上位 3 位迄に選択した自治体数*
選 択 肢	①避難所でのペットの飼養が許可されていないため	1
	②仮設住宅でのペットの飼養が許可されていないため	2
	③避難所でペットの飼養は認められているが、トラブル等を懸念して飼えなかったため	2
	④ペットの飼養可能な仮設住宅への入居を申し込んだが、住むことができなかったため	2
	⑤ペット飼養が認められていない住居に移ったため	5
	⑥飼い主が病気・怪我などで飼養することが困難なため	4
	⑦その他	2

*8 自治体が回答。

⑦不妊去勢措置の実施状況と助成制度の有無

15 都県市（アンケート対象：自治体 A+B）のうち、動物救護施設に保護収容されているペットに対し、不妊去勢措置を行った自治体は 5 自治体でした。ただし、実施対象については、飼い主から預かったペットも含め全ての収容個体を対象とする場合や、譲渡対象のみ対象とする場合があり、自治体ごとに対応が異なっていました。

また、避難所・仮設住宅で飼い主に飼養されているペットに対し、不妊去勢措置への助成制度を設けた自治体は 2 自治体でした。

表 36

15 都県市（自治体 A+B）対象	有	無/他
動物救護施設に保護収容されているペットへの不妊去勢措置	5	10
避難所・仮設住宅で飼養されているペットに対する不妊去勢措置への助成制度	2	13

⑧ ワクチン接種等の実施状況と助成制度の有無

15 都県市（アンケート対象：自治体 A+B）のうち 10 自治体は、動物救護施設等に保護収容されているペットに対し、ワクチン接種等（狂犬病予防、混合ワクチン、ノミ・ダニ措置、フィラリア予防）の処置を行いました。

犬については、狂犬病ワクチン接種を 4 自治体、混合ワクチン接種を 10 自治体で、ノミ・ダニ措置、フィラリア予防措置をそれぞれ 6 自治体で実施しました。また、猫については混合ワクチン接種を 7 自治体、ノミ・ダニ措置を 6 自治体が行いました。

なお、実施対象については、飼い主から預かったペットも含め全ての収容個体を対象とする場合や、譲渡対象のみとする場合があります、自治体ごとに対応が異なっていました。

また、避難所・仮設住宅で飼い主に飼養されているペットに対し、ワクチン接種等の助成制度を設けた自治体は 2 自治体でした。

表 37 ワクチン接種等の実施状況

15 都県市（自治体 A+B）対象		有	無/他
犬	狂犬病予防ワクチン	4	11
	混合ワクチン	10	5
	ノミ・ダニ措置	6	9
	フィラリア予防	6	9
猫	混合ワクチン	7	8
	ノミ・ダニ措置	6	9

表 38 ワクチン接種等の助成制度の有無

15 都県市（自治体 A+B）対象	有	無/他
避難所・仮設住宅で飼い主に飼養されているペットに対するワクチン接種等の助成制度	2	13

⑨所有者明示等の状況

10 縣市（アンケート対象：自治体 A）において、飼い主不明として動物救護施設に保護収容されたペットのうち、何らかの所有者明示等を装着していたのは犬 689 頭、猫 39 頭でした（ただし、自治体で把握しているもののみ）。

装着物の内訳は、犬では鑑札・狂犬病予防注射済票（どちらか片方または両方）を装着していたものが 81 頭で、迷子札を装着していたものが 4 頭、残りの 604 頭は首輪のみ（迷子札なし）を装着していました。また、猫については、全頭が首輪のみ（迷子札なし）でした。

これらのうち飼い主が判明したものは、所有者明示として鑑札または狂犬病予防注射済票を装着していた犬と迷子札を装着していた犬の計 85 頭と、首輪のみ（迷子札なし）を装着していた犬のうち 85 頭でした。また、猫については所有者が判明したものはおらず、首輪のみでは第三者が飼い主を特定することが困難であることがうかがえます。

表 39 所有者明示等の表示物の装着状況

10 縣市（自治体 A）対象		装着頭数	装着により 飼い主が判明した 頭数と割合	
犬	首輪のみ（迷子札なし）	604	85	(14%)
	迷子札	4	4	(100%)
	鑑札・狂犬病予防注射済票 （どちらか一方または両方）	81	81	(100%)
	マイクロチップ	注 1	注 1	(0%)
猫	首輪のみ（迷子札なし）	39	0	(0%)
	迷子札	0	—	—
	マイクロチップ	0	—	—

注 1： マイクロチップを装着していたものの AIPO*への登録がされていなかったために飼い主が判明しなかった事例あり。

*用語解説参照。

⑩動物救護施設におけるマイクロチップの装着

15 都県市（アンケート対象：自治体 A+B）のうち、動物救護施設等に保護収容されたペットに対して、個体管理の観点からマイクロチップの装着を行ったのは 4 自治体でした。ただし、実施対象については、飼い主から預かったペットも含め全ての収容個体を対象とする場合や、譲渡対象のみに実施する場合があります、自治体ごとに対応が異なっていました。

表 40 マイクロチップ装着の実施状況

15 都県市（自治体 A+B）対象	有	無/他
保護収容されているペットへのマイクロチップ装着の有無	4	11

⑪ボランティアの確保

15 都県市（アンケート対象：自治体 A+B）のうち、ペットの救護活動にあたって、ボランティアに協力を依頼したのは 14 自治体でした。また、4 自治体は、専門知識や技術を有する人材（獣医師、看護師、動物系大学・専門学校等）へのボランティア協力も依頼していました。

表 41

15 都県市（自治体 A+B）対象	有	無/他
ボランティアへの協力依頼	14	1
専門知識や技術を有した人材へのボランティア協力依頼	4	10

⑫資金の確保

15 都県市（アンケート対象：自治体 A+B）のうち、7 自治体が動物救護活動に必要な資金を確保するために、独自に義援金を募集していました。また、これらの自治体のうち 6 自治体は、緊急災害時動物救援本部からの義援金の配布も受けており、さらに、うち 3 自治体は自治体の予算も確保して、資金を調達していました（表 42）。

義援金の募集にあたっては、7 自治体のうち 6 自治体がインターネットを通じて募集を行いました。また、ポスター・チラシを活用した自治体、知人・ボランティアを通じて募集を行った自治体がそれぞれ 3 自治体、イベントを通じて募集した自治体が 1 自治体あったほか、新聞、雑誌、テレビ、ラジオを活用したり、動物病院に募金箱を設置して義援金を集めた自治体もありました（重複回答あり）（表 43）。

また、7 自治体のうち 5 自治体は、集まった義援金は全て現地動物救護本部等が行う救護活動及び動物救護施設等の運営管理費に充当していましたが、1 自治体は現地動物救護本部等構成団体に配布し、もう 1 自治体は義援金の一部を、より被害の大きな被災地の現地動物救護本部等への義援金としていました（表 44）。

表 42

15 都県市（自治体 A+B）対象		該当自治体数*
選 択 肢	①緊急災害時動物救援本部からの義援金の配布により確保	6
	②独自に義援金を募集して確保	7
	③自治体予算を確保	3

*重複回答あり。

表 43 義援金の募集方法

15 都県市（自治体 A+B）対象		該当自治体数*
選 択 肢	①インターネット	6
	②自治体広報紙	0
	③ポスター・チラシ	3
	④知人・ボランティア	3
	⑤イベント	1
	⑥その他	2

*重複回答あり。

表 44 義援金の配布方法

15 都県市（自治体 A+B）対象		該当自治体数
選 択 肢	①全て現地動物救護本部が行う救護活動、動物救護施設等の運営管理費に充当	5
	②現地動物救護本部構成団体に配布	1
	③民間ボランティアに配布	0
	④その他	1

⑬普及・啓発活動

被災者に対する動物救護（飼い主不明のペットの保護情報や、避難所等における適正な飼養管理等）に関する広報・普及啓発については、15 都県市（アンケート対象：自治体 A+B）のうち 13 自治体は何らかの方法で周知を行っていました。最も多く利用された方法（重複回答あり）は、ポスターやチラシの掲示で 10 自治体を実施しており、次に多かったのはインターネットを通じたもので 8 自治体が利用していました。また、2 自治体が被災者向けの郵送を利用し、1 自治体が自治体広報誌を活用しています。また、その他として、自治体職員や保健所職員等による避難所や仮設住宅の巡回、獣医師会による飼い方教室の開催、民間情報誌の活用、TV・ラジオの活用などが挙げられましたが、多くの自治体が複数の手法を併用していました。

表 45 普及・啓発活動の方法

15 都県市（自治体 A+B）対象		該当自治体数*
選 択 肢	①被災者向けの郵送を活用	2
	②自治体の広報誌を活用	1
	③ポスター・チラシを掲示	10
	④インターネットを活用	8
	⑤その他	6

*重複回答あり。

